

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年1月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第63号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例(平成19年10月17日京都市条例第19号)の施行期日は、平成20年3月24日とする。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)